

「食品表示法」の公布について

平成 25 年 6 月 28 日
健 康 福祉 部
農 林 水 産 部

食品衛生法、JAS 法、健康増進法の 3 法に係る食品表示規定を一元化する
食品表示法が成立（国会議決 6/21）し、6 月 28 日に公布（施行：2 年後）
されました。

記

■ 法律の概要

- 趣旨：食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設

- 主な内容

① 基本理念*を明記

* 基本理念（3 条）

- ・ 食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利（安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供）の尊重と消費者の自立の支援を基本
- ・ 食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

② エネルギーや脂質など「栄養表示」の義務化

* 義務化の施行時期：法律施行後のさらに 5 年後

③ 消費者団体訴訟制度*を食品表示に導入

* 適格消費者団体による差し止め請求

④ 罰則の強化：罰金最高額を現行 1 億円（JAS 法）から 3 億円へ

⑤ その他：具体的な表示基準等は内閣府令・告示等で今後示される予定

- 所管：消費者庁（従前 JAS 法：農水省 食品衛生法・健康増進法：厚労省）

■ 問題点等

- 具体的な規制基準等が不明

* 政令で規定予定（今回の法律は制度の枠組み・根拠のみ規定）

- 監視・指導に係る都道府県・保健所設置市の役割分担*が不明

* 政令で規定予定

- 下記事項が検討課題とされおりさらに制度の大きな変更があり得ること

- ・ 中食・外食（アレルギー表示）、インターネット販売における取扱
- ・ 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱
- ・ 加工食品の原料原産地表示の拡大 など

■ 府の対応

- 国等の情報収集を継続

- 表示義務者（食品加工事業者等）等へのきめ細かな情報提供・指導を国・関係団体等と連携実施

- 行政の監視・指導の執行体制について、国・他県の情報を収集しながら、農政局（JAS 法）・京都市（食品衛生法・健康増進法）も含め府内における効率的・効果的な体制を検討